

市役所の組織が一部変わります

困人事課

新たな行政課題に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、4月1日(水)から事業の担当課や組織を一部変更します。

国体準備室の設置

第79回国民体育大会の会場が県立彦根総合運動場に決定したことにより、県とともに主会場整備を推進します。

彦根城世界遺産登録推進課の設置

彦根城世界遺産登録の業務を効率的に行うため、彦根城世界遺産登録推進室と同準備室を一元化して、文化財部に設置します。

学校給食センターの設置

4月から開始する中学校給食は、学校給食センターで一括して業務を行います。また、これまで学校給食業務を行っていた保健体育課の保健給食係は、保健安全係と名称を変え、学校保健と学校安全の充実に努めます。

医療福祉推進課の設置

これまで健康推進課で行っ



てきた在宅医療や認知症対策の事業に、高齢者の生活支援サービスの充実を図るための事業などを加え、新たな課を設置して在宅医療や福祉を推進します。

子育てや子ども・若者への支援体制の充実

子育て支援や次世代育成支援は次の課に再編します。

幼稚園・保育所などに関すること ↓ 幼児課

ひとり親家庭施策・家庭児童相談などに関すること ↓ 子育て支援課

地域子育て支援・子どもや若者の健全育成などに関すること ↓ 子ども・若者課

その他

【統合】

市長公室と情報政策課広報係 ↓ 秘書広報課

【改称】

観光振興課 ↓ 観光企画課

商工課 ↓ 地域経済振興課

【新設】

生活環境課に、ごみ減量・資源化推進室

観光企画課に、「ひこにゃん

経済活性化対策住宅改修等促進事業 市内業者で施工する住宅改修などの経費の一部を助成します

困 地域経済振興課

地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、市内に本社がある法人または、市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修等を行う場合に、その経費の一部を助成します。

より多くの市民の皆さんにご利用いただけるよう、**申請要件の対象者を一部緩和**しました。

対象工事 次の①～③を全て満たしている工事

- ① 増築、改築、修繕、補修等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれかの工事（新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象になりません）



対象住宅 市内の住宅。ただし、マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみが店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象です。事務所や店舗、賃貸アパートな

ブランド推進室

問い合わせ先 困人事課 ☎ 30・61006番、FAX 22・13098番

市立病院の組織

診療科の再編 患者さんがより適切に専門的な医療を受けられるよう、内科を消化器内科、血液内科、糖尿病科、外科を乳腺外科、消化器外科および外科として細分化します。

問い合わせ先 市立病院病院

総務課 ☎ 22・6050番 内線3522番、FAX 26・0754番

後期高齢者医療制度のしくみ～安定した制度で、高齢者医療を守るために～

困 保険年金課

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「広域連合」が運営しています。この制度は、75歳以上の人と、一定以上の障害により認定を受けた65歳以上の人が加入しています。

後期高齢者医療制度に加入している人（被保険者）の医療費の財源は、次のとおり国民全体で支え合っています。

▼ 公費（国・県・市町村が負担す



どは対象外です。対象者 次の①②の両方を満たしている人

- ① 市内に住民登録を有する人で、対象となる住宅を自ら所有（2親等以内の親族が所有する場合も含む）し、そこに自ら居住している人
- ② 市税や彦根市の各種融資の償還について滞納がない人

▼ 助成を受けられるのは、同一住宅および同一人に対して1回限りです（平成26年度

に同業の助成を受けた人（住宅）は、申し込みができません。

▼ 対象となる住宅および土地

が共有名義でも、複数人による申し込みはできません。

▼ 個人の施工業者が自らの住宅の改修等を行う場合は対象になりません。

助成額 助成対象工事経費の10%で、最高10万円（千円未満は切り捨て）

申込方法 「第1回事前申し込み」 困地域経済振興課、支所、各出張所にある「事前申込書」に必要事項を書い

るお金）約5割

▼ 支援金（75歳未満の人が負担するお金）約4割

▼ 被保険者が納める保険料

約1割 医療費は、高齢化の進行や医療の高度化により、年々増加しています。医療費の増加は、この制度の財政を圧迫し、皆さんにご負担いただく保険料の増額につながっています。限りある財源を有効に活用するために、適正な受診を心がけましょう。

問い合わせ先 困 保険年金課

☎ 30・6112番、FAX 21・2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077・5027・3013番

軽減範囲が拡大されます 後期高齢者医療保険料（均等割額）

困 保険料課

4月から保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）については、5割軽減と2割軽減の軽減範囲が拡大されます（均等割額9割軽減、8割5分軽減に該当の人は変更ありません）。対象者には、7月中旬に保険料額を通知します。

問い合わせ先 困 保険料課

☎ 30・6145番、FAX 21・2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077・5027・3013番



医療機関にかかるときのマナー ～心がけましょう 適正受診～

▶ 同じ病気で、複数の医療機関を必要以上に受診するのは、できるだけ控えましょう。検査や投薬を重複して受けることにより、かえって体に悪影響を与える可能性があります。

▶ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、新薬と同等の効能を持ち、費用もおおむね安く済みますので、医療機関や調剤薬局で相談してみましょう。

相続税 相続税・贈与税無料相談会 4月16日(木)午後1時から開催 随時電話予約受付中 お待ちしております (初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 大辻税理士法人 担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

【彦根事務所】彦根市平田町410-6 TEL 0749-23-6432 (直通) E-mail info@ootuji.com http://www.ootuji.com/

総合住宅リフォーム 住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根・外装 塗装 月々 **5,000**円～ (ローン有)

(株) 三共 【本社】彦根市和田町41-11 【支店】近江八幡市十王町339-6-102

☎ **0120-272-852** 三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです